

(資料:まちづくり集会 2014 表紙)

それでは、市から下関市住民自治によるまちづくり推進計画について説明していきます。

昨年のまちづくり集会では地域内分権の推進方向について説明させていただきました。

本日、初めて参加された方もいるかと思いますが、昨年度のまちづくり集会でご説明した「下関市地域内分権の推進方向」は、いわゆる基本構想的なものなので、推進計画(素案)はそれよりも少し具体的になっています。

それでも分かりづらい部分はあるかと思いますが、後ほど、ご質問いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の推進計画に基づいて説明し、ポイントではスライドも使いながら説明します。

目 次	
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	・・・ 1
2 計画の位置づけ	・・・ 1
3 計画の期間	・・・ 1
第2章 基本方針	
1 基本理念	・・・ 2
2 住民自治によるまちづくりの必要性	・・・ 2
3 市民参加の促進	・・・ 3
第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み	
1 まちづくり協議会の地区設定	・・・ 4
2 まちづくり協議会の組織	・・・ 5
3 まちづくり協議会の役割等	・・・ 5
4 まちづくり協議会設立までの流れ	・・・ 7
5 まちづくり活動のための財源確保	・・・ 8
第4章 計画の推進内容	
1 まちづくり協議会設立の促進	・・・ 9
(1) まちづくり協議会の必要性	
(2) まちづくり協議会の設立・運営	
2 まちづくり協議会への支援体制整備	・・・ 10
(1) 地域サポート職員制度	
(2) 活動拠点	
(3) 財政支援	
(4) 人材育成	
(5) 情報共有・情報発信	
第5章 計画の進行管理	
1 計画推進の体制	・・・ 14
2 計画の進行状況の把握・確認	・・・ 14
3 施策・取組の評価	・・・ 14

推進計画の目次ですが、第1章「計画の策定にあたって」、「第2章 基本方針」、「第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み」、「第4章 計画の推進内容」、「第5章 計画の進行管理」という構成になっています。

(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) 目次)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成25年8月に「下関市における地域内分権の推進方向」を策定しました。その中に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するため、基本方針や具体的な施策、地区で取り組む基本的な仕組み等を示し、その必要性について理解するとともに、実行につなげていくための「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

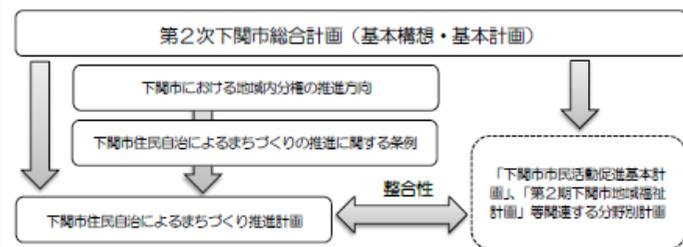
2 計画の位置づけ

計画は、上位計画である第2次下関市総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた分野別計画として、地区の力を活かした本市の「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための計画です。

また、計画の各施策については、「下関市における地域内分権の推進方向」の考えを踏まえて制定された「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組んでいきます。

なお、住民自治によるまちづくりを推進するにあたって、関連する分野別計画である「下関市市民活動促進基本計画」、「第2期下関市地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。

【計画の位置づけ（イメージ）】



3 計画の期間

第2次下関市総合計画の前期（平成27年度～平成31年度）にあわせ、計画の期間は、平成27年度～平成31年度とします。なお、取組の進ちょく状況等を踏まえ、期間内においても、必要に応じて見直しを行います。

推進計画（素案）の1ページをお開き下さい。

第1章の計画の策定に当たって、「1 計画策定の主旨」は、住民自治によるまちづくりを推進するため、具体的な施策や基本的な仕組み等を策定するものです。

「2 計画の位置づけ」は、現在策定中の第2次下関市総合計画に基づいた分野別計画と位置づけ、他の市の計画とも整合性を図っていきます。

併せて、平成26年第3回定例会に上程予定の条例を根拠として取り組んでいきます。

「3 計画の期間」は、第2次総合計画の前期の期間に合わせ、平成27年度から平成31年度の5年間としています。

（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P1）

第2章 基本方針

1 基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に作りあげていくことを基本理念に、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、安全で安心な社会、持続可能な社会を実現します。

そのため、情報の共有化や市政への市民の参加促進を図ることで、市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指します。

市民の役割

- ① 地域を良く知り、人と人のつながりを大切にします。
- ② 地域に生活する一人として、地域のまちづくりに参加します。
- ③ 互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めます。

地域の役割

- ① 地域の個性と特徴を活かし、住民自治によるまちづくりを推進します。
- ② 多様な主体が参加し、地域総意のまちづくりを推進します。
- ③ 市全体のまちづくりにつなげるため、行政との連携を図ります。

行政の役割

- ① 多様な方法によって、市民に分かりやすく市政情報を提供します。
- ② 職員も市民の一人であることを自覚し、まちづくりに参加します。
- ③ 市民や地域の意見を尊重し、個性を活かしたまちづくりを支援します。

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P2)

推進計画(素案)の2ページをお開きください。

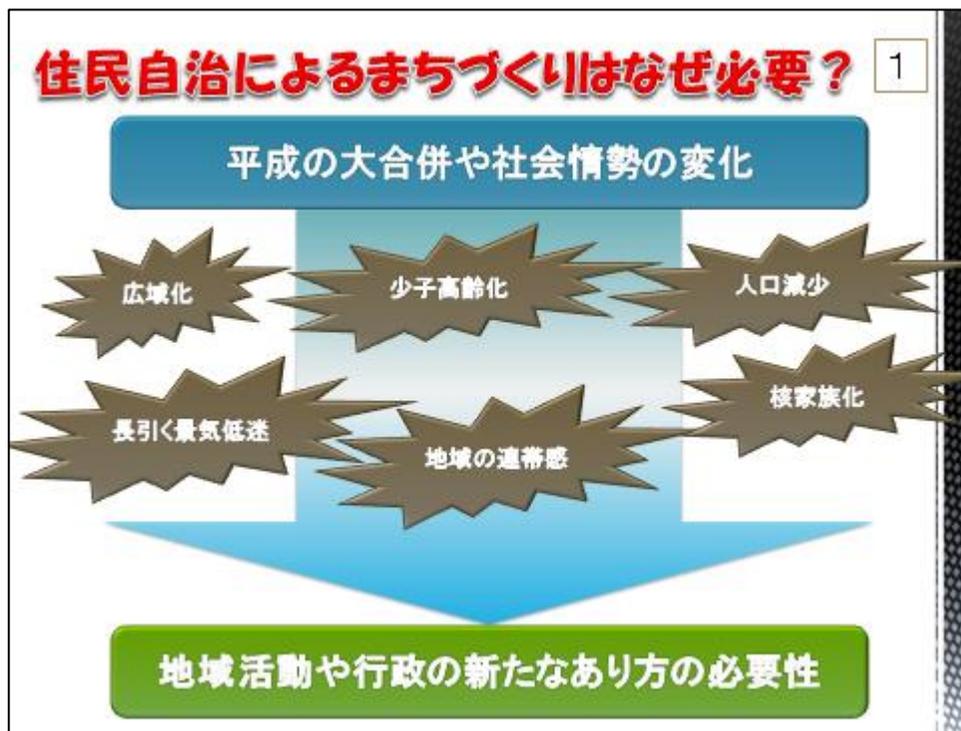
第2章の基本方針、「1 基本理念」は、昨年8月に作成した推進方向の抜粋であり、市民と地域と行政の役割を掲げ、市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指す、としています。

2 住民自治によるまちづくりの必要性

本格的な地方分権の時代を迎える中、これからの地方自治体には、自己決定と自己責任の考えのもと、魅力あるまちづくりへの取組が求められています。

本市では、地理的・歴史的な要素から文化・経済・生活などの各方面で変遷がもたら

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P2)



(資料:まちづくり集会 2014)

「2 住民自治によるまちづくりの必要性」は、こちらのスライドをご覧ください。

住民自治によるまちづくりとは、一定の地区内で生活する皆さんがまちづくり組織を作り、行政と協働しながら身近な課題解決や地域活性化などに主体的に取り組むことを言います。

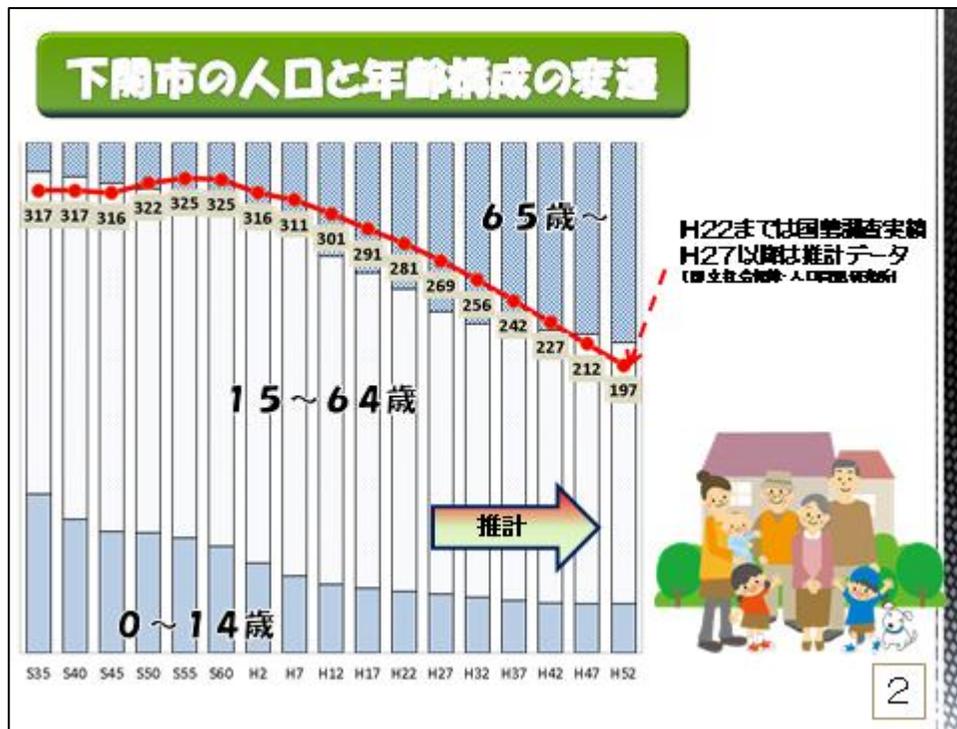
それでは、なぜ住民自治によるまちづくりが必要なのかという事ですが、平成の大合併や社会情勢の変化、下関市も1市4町の合併により面積が224 km²から716 km²と3倍を超える広さとなりました。

また、長引く景気低迷に少子高齢化、人口減少に核家族化などにより地域の連帯感も少しずつ薄れてきています。

画一的には言えませんが、昔と比べて近所づきあいも少なくなり、車社会の中、ご近所で顔を合わす機会が段々減ってきて、出会ってもあいさつや会話をする機会も少なくなっていると思います。

最近では、お年寄りの孤独死や子どもたちの誘拐などの事件も良く報道され、今後は、地域で安心・安全について話し合うという事も必要かもしれません。

また、価値観やライフスタイルの変化などもあって、市民ニーズも多様化・複雑化していますので、行政もきめ細かな対応が難しくなっている、という現状があります。



(資料:まちづくり集会 2014)

このグラフは、下関市の人口と年齢構成の変遷です。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月 27 日に公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 22 年国勢調査で約 281,000 人であった下関市の人口が、平成 52 年には、約 197,000 人になると推計されています。

65 歳以上の人口の比率は、平成 22 年は約 28%でしたが、平成 52 年には約 39%まで上昇する推計されています。

しかし、65 歳以上の比率は上がりますが、人口減少により、65 歳以上の人口も減少するという推計になっています。

15 歳未満の人口では、半分近くまで減ることになります。

地域の現状と課題

3

- ①住民同士の交流機会の減少 ⇒ 自治会加入率の低下など
- ②行政サービスの拡大 ⇒ 行政依存の高まり
- ③地域内の団体による連携不足 ⇒ 地域への限定的な波及効果

行政の現状と課題

- ①厳しい財政状況 ⇒ 市税収入の減少、社会保障関係経費の増加等
- ②職員数の適正化 ⇒ 合併当初から約2割減少し、今後もさらに減少
- ③市民ニーズの多様化・複雑化 ⇒ 新たな仕組みの必要性



(資料:まちづくり集会 2014)

次に、地域と行政の現状と課題の主なものを挙げています。

地域では、住民同士の交流機会が減ってきており、特に街中ではマンションも増え、隣は誰が住んでいるか分からないといった現象も生じています。自治会加入世帯率は約83%と、全国の中でも高い位置にありますが、その割合は徐々に下がってきています。

また、かつては家庭や地域で担ってきた子育てや介護などの分野で役割の一端を行政が担うようになり、行政依存も高まらざるを得ない状況が出てきました。

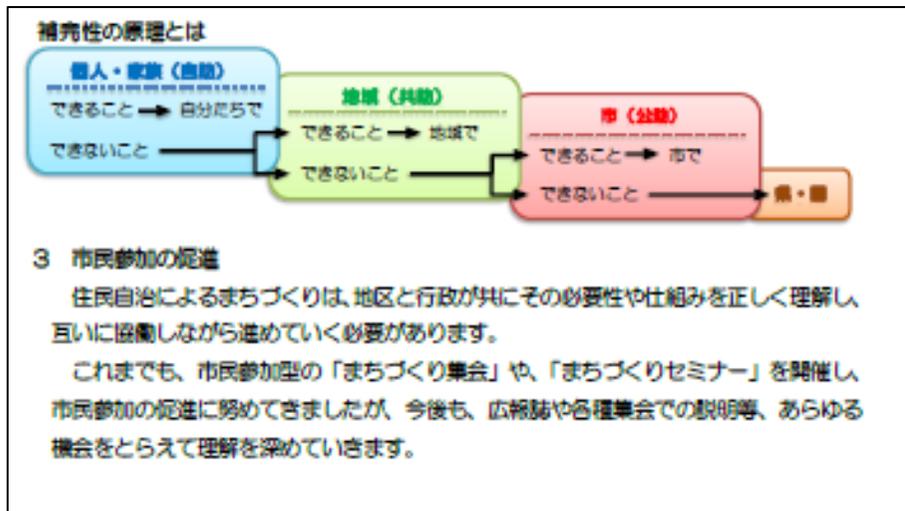
地域では、様々な団体による独自の活動が行われ、一部で連携した取り組みも行われていますが、まだまだ連携不足で、限定的な波及効果にとどまっている現状にあるのではないかと分析しています。

次に、行政はどうかと言いますと、人口減少によって市税収入が減り、高齢化の進展では社会保障関係経費も増加してきますので、財政状況はますます厳しくなっていきます。

職員数も中核市として、合併当初から約2割減少していますが、これから更に定員管理の適正化で減少せざるを得ません。

それに、最近では市民の皆さんも時代の変化と共に様々な考え方を持っていますので、ニーズも多様化・複雑化しています。

きめ細かに対応をするためには、新たな仕組みを考える必要があります。



（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P3）

補完性の原理については推進計画の3ページに図を示しています。

補完性の原理とは、個人でできることは自分たちでしましよ、個人でできないことは地域でやりましよ、地域でできないことは市がやりましよ、という事です。

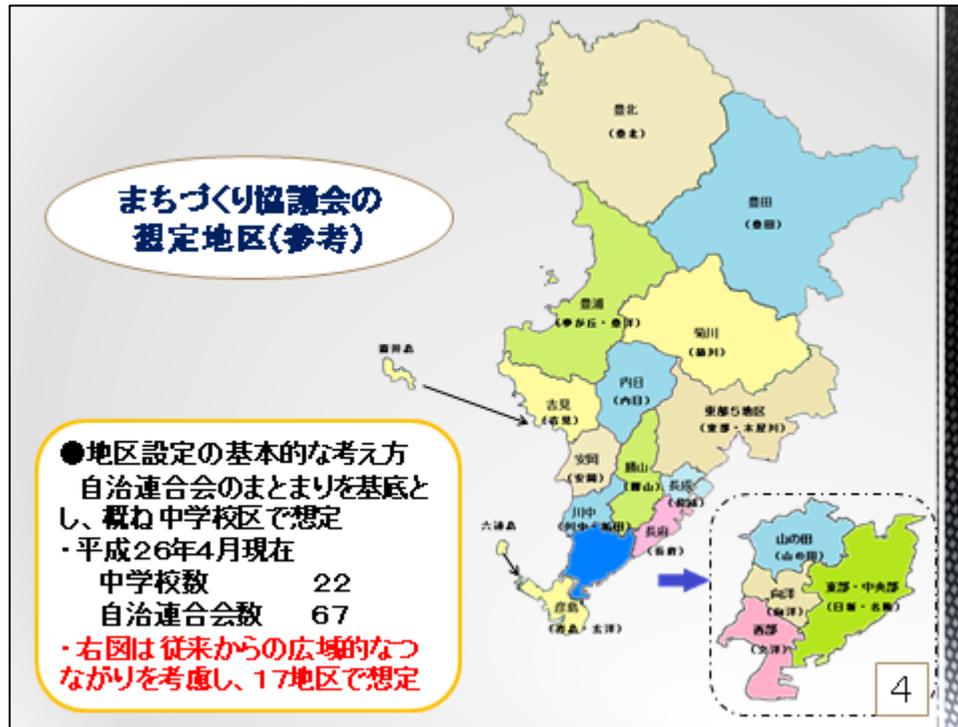
そのため、役割分担を行いながら、住民自治によるまちづくりの仕組みを構築する必要があると考えています。

「3 市民参加の促進」では、今後、広報紙や各種集会での説明など、あらゆる機会をとらえて市民参加の促進に努めていきたいと考えています。

第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み

1 まちづくり協議会の地区設定

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P4)



(資料:まちづくり集会 2014)

4 ページをお開きください。

「第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み」について。

「1 まちづくり協議会の地区設定」について、地区は今までも申し上げてきましたが、自治連合会のまとまりを基底として概ね中学校区を想定しています。

しかし、協議会は任意の組織であり、従来からの広域的なつながり、歴史的な経緯もあるので、地区の皆さんで話し合い、活動しやすい地区を設定することが重要です。

下の図は市の案となっています。

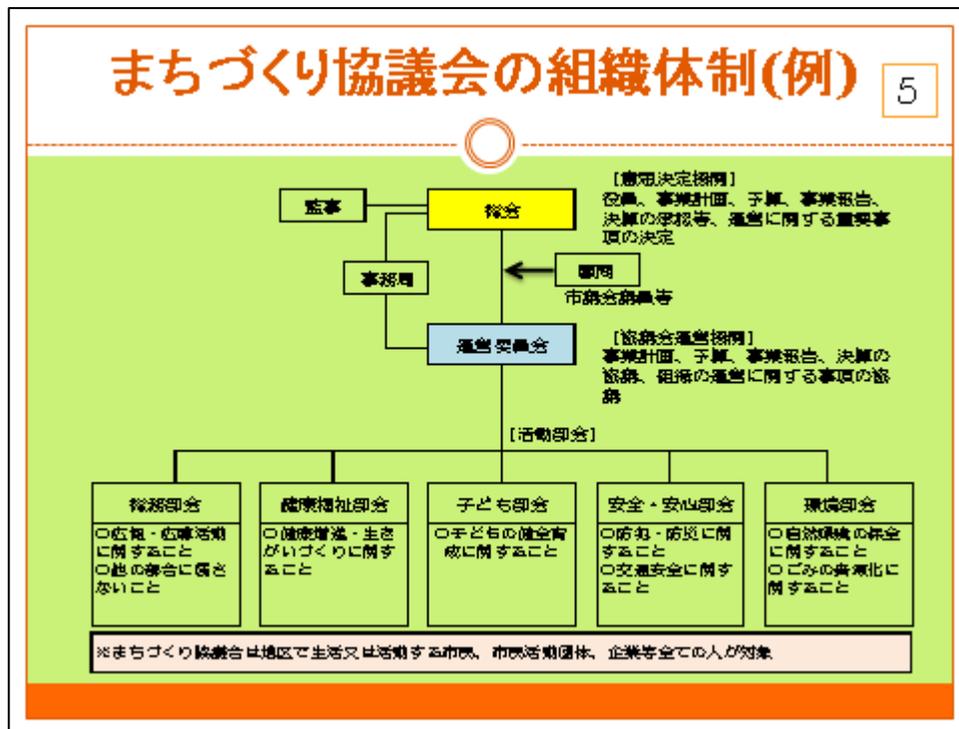
市立中学校の数は現在 22 校ですが、東部地区や彦島地区など一部の地区では中学校が 2 つとなっています。

これまでの歴史的な経緯、広域的なつながりもあるため、2 つの中学校区を 1 つの地区としてはどうか、という市の提案であり、市内全体で 17 地区になっています。

図に示す地区の範囲に異議が無ければ、この地区割りで今後の手続きを進めていきたいと考えています。

まちづくり協議会の組織体制(例)

5



(資料:まちづくり集会 2014)

5 ページをお開きください。

まちづくり協議会の組織について、協議会の地区が決まると、その地区で生活する市民等で組織することになりますが、協議会の運営は、透明性を確保し、民主的に意思決定できる仕組みが必要となります。

また、任意で部会の設置や、市議会議員などを顧問に置くことも考えられるので、組織体制(例)の中に示しています。

まちづくり協議会の組織体制は、地区の人たちの話し合いで決めるものですが、市民の方がイメージしやすいように、組織体制の一般的な例を挙げています。

他都市では、総会、運営委員会、活動部会という構成の例が多く、総会は意思決定機関として、役員や事業計画、予算などを決定し、運営委員会は総会に諮るための協議をする場、また事務局の役割も大きいので、設置されている所も多い。事務局では会議資料の作成、会議の案内、会計処理などの事務を行い、監事も置くことになるが、これらは、地区の中での話し合いで決定していきます。

活動部会の例を5つ挙げていますが、これより多い場合もあれば、少ない場合もあり、具体的なことは、それぞれの地区で決めていくことになります。

よく、既存の組織との関連はどうか、という質問が寄せられますが、今回の取組の中で、既存組織を廃止することは考えておらず、既存組織には今まで通り活動していただき、組織の構成員になって欲しいと考えています。

3 まちづくり協議会の役割等

まちづくり協議会は、地区のまちづくり計画に掲げる将来像の実現に向けて、地区住民や各種団体等とネットワーク化や相互補完を図りながら、効率的かつ効果的に課題解決や地域活性化に取り組んで行く役割があります。

※また、個別の団体だけの活動では解決が困難であった課題も、各団体のネットワーク

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P5)

まちづくり協議会の具体的な役割

ネットワーク化・相互補完

- ・身近な地区の課題や資源、情報等を地区で共有するための広報に関すること。
- ・地域福祉や子育て、防犯・防災など地区の課題解決に向けた共助の取組に関すること。
- ・地域の活性化や地域交流を図るための取組に関すること。
- ・地域の特性である地域資源(人・もの)等を活かした取組に関すること。
- ・地区の市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための広報に関すること。
- ・共助だけでは解決できない地区の課題の市との協働による取組に関すること。
- ・市が行う事業への協力、市からの提案等に対する意見集約に関すること。

6

(資料:まちづくり集会 2014)

「3 まちづくり協議会の役割」です。

協議会の役割には、効率的な課題解決がありますが、重要な事としてネットワーク化と相互補完もあります。

少子高齢化や人口減少が進む中、これからは1つの団体だけで担いきれない取組も出てくると考えられます。

そこで、地区内でネットワーク化を図り、幅広く様々な事柄について意見交換や情報共有を行うことで、より効率的で充実した取組も可能になると考えられます。更に、今後は、人手不足や後継者不足も深刻になってくると予測されるため、まちづくり協議会の中で連携を図り、話し合いによって相互補完することも重要になります。

それによって、事業の継続が可能になる場合もあるし、地区の活動の範囲も拡大することが期待できると考えています。

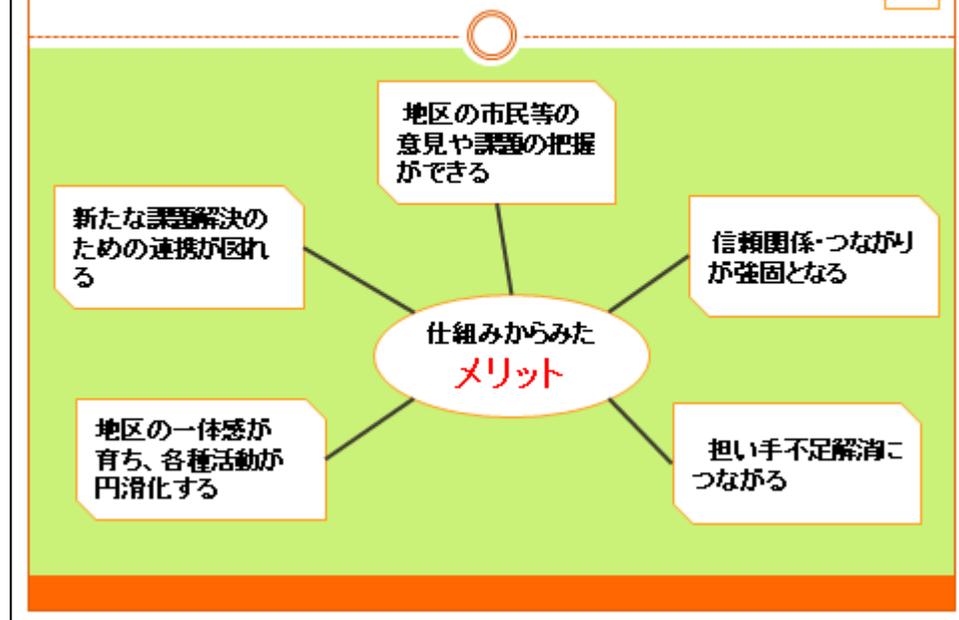
6ページをお開きください。

まちづくり協議会の具体的な役割は、ここに7点挙げています。

身近な地区の課題や情報等を共有するための広報、地域福祉、防犯防災などの共助の取組み、まちづくり計画を策定するための広聴に関する事などがあり、今後はマニュアルの中で、他市の例などを盛り込み、具体的な活動例を示していきたいと考えています。

まちづくり協議会設立のメリット

7



(資料:まちづくり集会 2014)

まちづくり協議会を設立することでのメリットは何か？

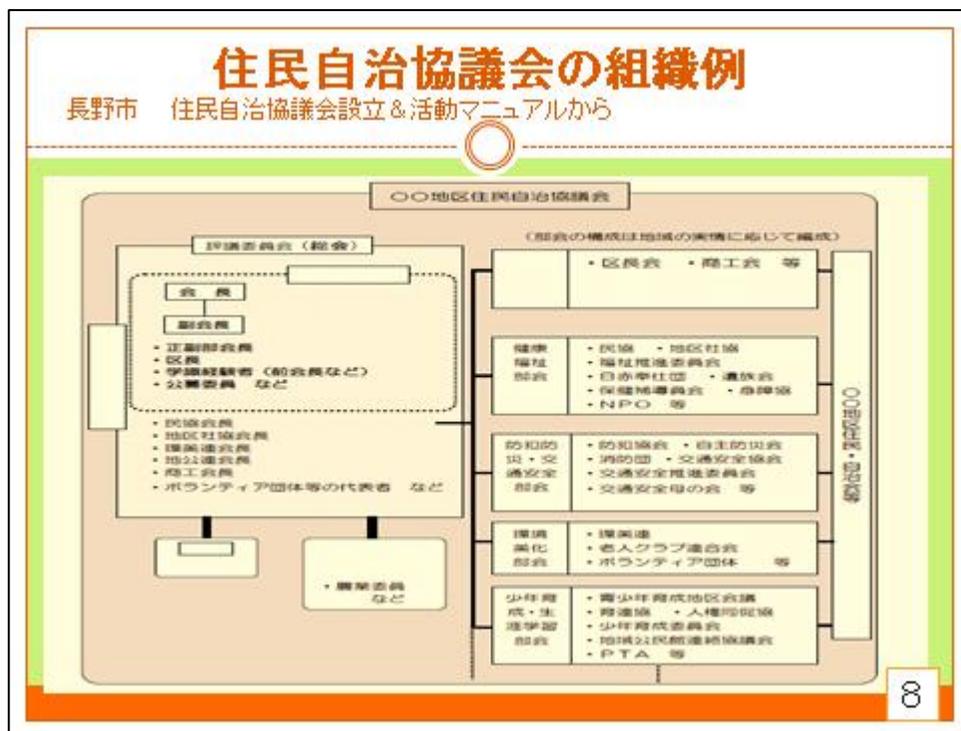
これは今お話しした協議会の役割がスムーズにできると、おのずとここにあるメリットが生まれてくることとなります。

反対に、何らかの理由で、協議会が設立されても活動がうまくいかないと、メリットも生まれてこないことにもなります。

やはり、地区市民の意見や課題が把握でき、情報の共有化が図られてくると、信頼関係やつながりにも強固になると思われますし、色々な活動をする際に多くの地区の人が参加してもらえるように知恵を絞って、工夫しながら進めることが大切だと思います。

人が集まれば活気も出ますし、ひいては担い手不足解消にもつながっていくと考えられます。

更に、連携が図られ、地区での一体感が生まれてくれば、何も言う事はありません。



(資料:まちづくり集会 2014)

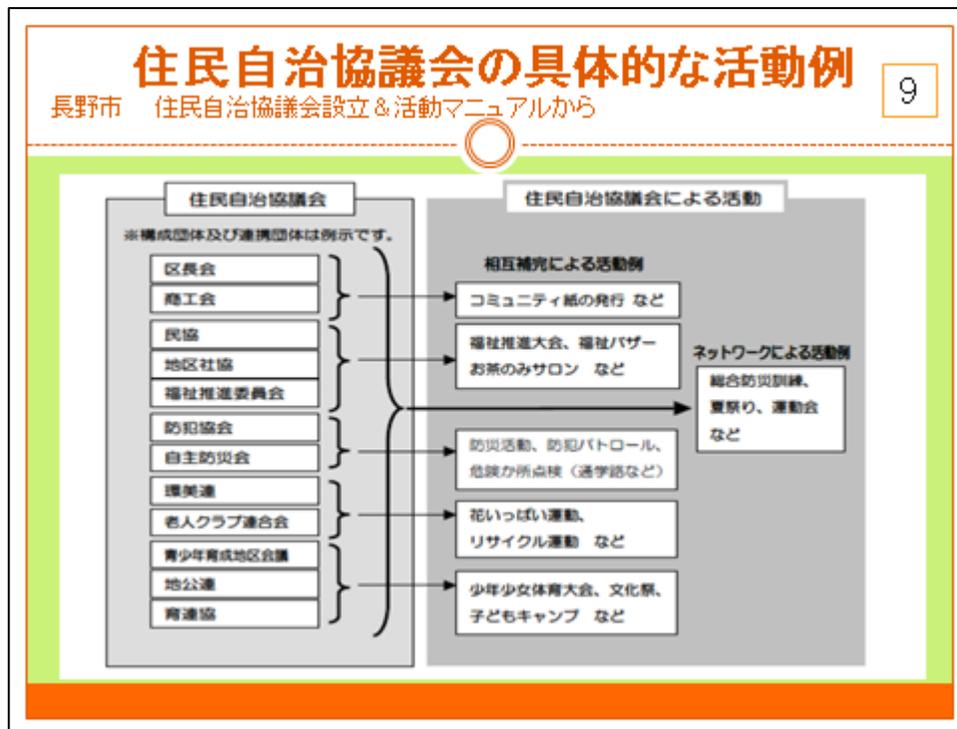
それでは、組織を他都市、長野市のマニュアルの中にある例で見えます。

長野市を選んだ理由は、下関市と同じ中核市ということもありますが、この取組に関する推進計画やマニュアルなどが良く整備されていたということがあります。

先ほどの例と同じように総会と点線で囲ったところに空白がありますが、ここは本市では運営委員会にあたる部分だと思います。

運営委員会のメンバーは、会長、副会長、学識経験者、公募委員などとなっています。

それに部会の構成員の例も示されているので、イメージも湧くかと思いますが、ここにあります部会の構成員には、既存の団体が所属し、部会の中で連携して活動したり、あるいは全体で連携して事業を実施していくようになります。



(資料:まちづくり集会 2014)

同じく長野市の例ですが、具体的な活動を見ていきます。

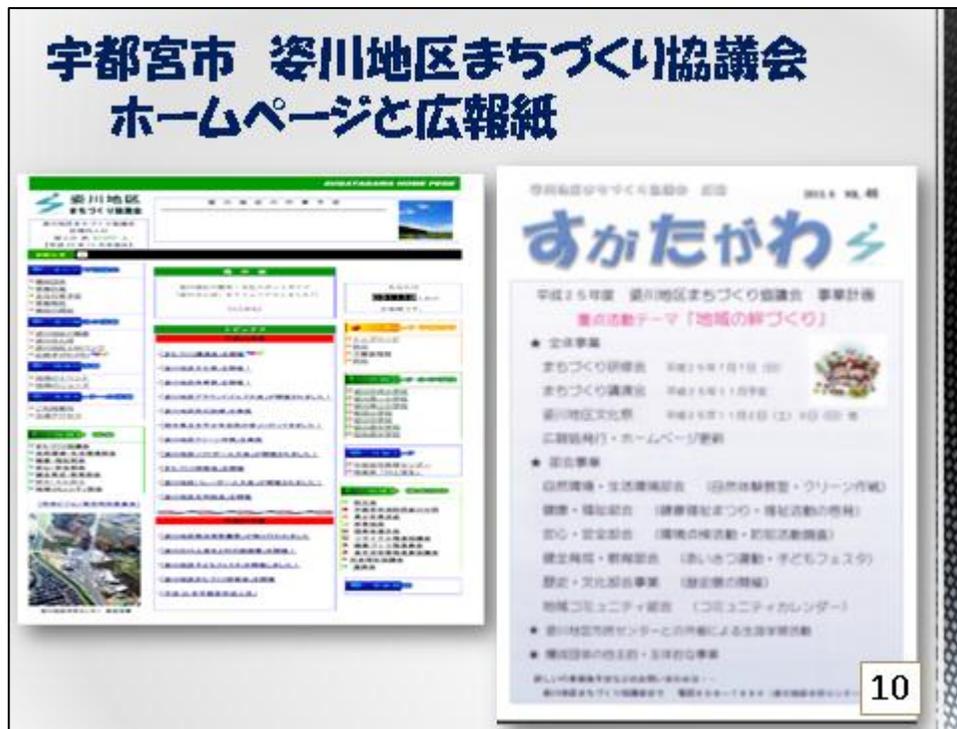
区长会、商工会、いわゆる総務部会ではコミュニティ誌の発行などが行われています。

これは、色々な団体が重複してコミュニティ紙を発行していたとすれば、それを今度からは地区で取りまとめて出しましょう、といったことが連携の取組となり、その結果、発行する労力や配布の労力の効率化も図られます。

その下の健康福祉部会では、お茶のみサロンなどの例があります。先行して取り組む前橋市に聞いたところ、協議会のような組織が設立され、お年寄りのいきいきサロンのあり方について勉強会を行った結果、自治会単位で取り組んでいたものが、今では約85%の自治会で取り組まれるようになり、内容自体も充実したということです。

全体のネットワークによる活動例には、防災訓練や夏祭りなどの取り組みがあります。

これは、今まで個別の自治会で行ってきたことが、地区全体での取組なり、やりたくてもやれなかった自治会もできるようになるほか、やってきた自治会も規模が大きくなったことで、参加者が増え、より活気が出て、スタッフもより広い地区から募集されるので、人材不足の解消にもつながると考えられているようです。



(資料:まちづくり集会 2014)

それでは、同じく中核市である宇都宮市での実際の活動例を見てみたいと思います。

宇都宮市の人口は約 51 万人であり、その中から、人口が約 42,000 人とかなり大きな姿川地区の例として、ホームページと広報紙を載せています。

これは他市でもよく行われている取組ですが、新しくできた組織の仕組がどのようになっているか、どんな事業を行っているか、誰が行っているか、などを地区の住民に知ってもらうこと、これが大変重要だという認識のもとに行われている取組です。

広報紙も同様ですが、全体事業、部会事業、共催活動、構成団体の自主的、主体的な事業というようになっています。

この中で、全体事業というのは、このまちづくり協議会のネットワーク化による事業であり、地区全体での研修会、講演会、文化祭、広報誌の発行などがあたります。

部会事業は、それぞれの部会が取り組むもので、部会事業と言いながら、規模の大きなイベントでは、協議会の役員も当日はお手伝いをしているようです。その他、構成団体の独自の取り組みなどになります。

宇都宮市 姿川地区まちづくり協議会 活動写真

11

まちづくり研修会

(講師:大学教授ほか各種専門家)



子どもフェスタ

(主催:健全育成 教育委員会)



工作コーナー



音遊びコーナー



語り部コーナー



小学校お囃子発表会

(資料:まちづくり集会 2014)

これは姿川地区まちづくり協議会が行った活動の写真です。
まちづくり研修会では、組織の活性化を図るために地域のリーダーが一堂に会して、大学教授や専門家を招き、交流研修を行っているものです。この時はまちづくり協議会の会員約 100 名が参加し、「認知症予防」に関する講話を聞いたそうです。
こちらは、子どもフェスタの様子であり、地域で子どもを育てようという趣旨で始められたそうで、現在では地域の皆さん800人が参加する大きなイベントに成長したそうです。
子どもフェスタでは、中学生がイベントのリーダーとなって、小さな子ども達に工作を教えたり、お年寄りが子ども達に昔遊びを教えるなど、当日は小さな子供からお年寄りまで多くの方が交流を深める、楽しく有意義なイベントだそうです。

宇都宮市 姿川地区まちづくり協議会 取組の成果と課題、今後の展望

● 成果

- ・それぞれの団体がつながりを持ち、円滑に連携を図ることができるようになった。
- ・同じような目的や取組を行う団体が部会としてまとめ、子どもたちの健全育成のための研修や登下校時の巡回など効率よく取組ができるようになった。

● 課題と今後の展望

- ・組織間の取組内容に濃淡の差があり、地域支援担当職員の重点的な支援が必要となる組織もある。
- ・組織の自立的な組織運営が継続・発展するためには、人材の育成や確保が重要である。今後、組織が住民の参加しやすい雰囲気づくりや人づくり講座を実施することが必要。

「地域自治組織」の現状と課題～住民主体のまちづくり～調査研究報告書
財団法人 地域活性化センター 平成23年3月から

12

次に、姿川地区まちづくり協議会の取組みの成果と課題、今後の展望について、財団法人地域活性化センターが、市の担当者をヒアリングしてまとめたものです。

取組みの成果としては「それぞれの団体がつながりを持ち、円滑に連携を図ることができた。」それに「同じ目的を持つ団体が部会としてまとまって、効率よく取組ができるようになった。」と2点が挙げられています。

課題と今後の展望では、「組織間の取組内容に濃淡があり、地域担当職員の重点的な支援が必要となる組織もある。」それに「人材育成や確保が重要であるとし今後住民の参加しやすい雰囲気作りや人づくり講座を実施することが必要である。」とまとめられています。

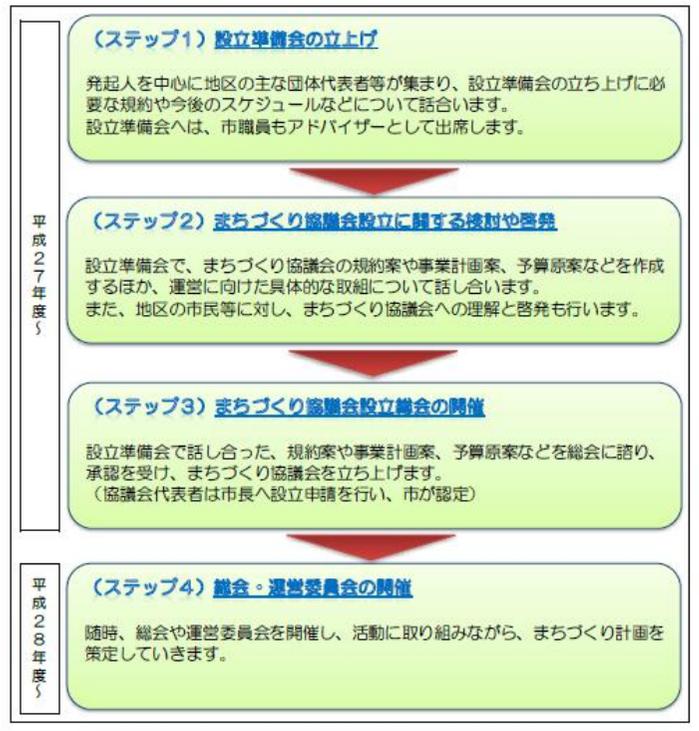
(資料:まちづくり集会 2014)

4 まちづくり協議会設立までの流れ

市内には、まちづくり協議会と同様な趣旨のもと、積極的に活動に取り組んでいる地区もあれば、そうではない地区もあります。また、地区の市民等による新たな組織づくりは、住民自治によるまちづくりを推進していく上で、とても大切なことですが、設立準備会からまちづくり協議会の設立まで、負担になることも考えられます。

そこで、市としても、住民自治によるまちづくりを推進するため、地区の市民等と協働して取り組むとともに、まちづくり協議会設立に向けて支援していきます。

【まちづくり協議会設立の流れ（例）】



（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P7）

推進計画の7ページをお開きください。

「4 まちづくり協議会設立までの流れ」を示しています。

組織を設立する要領に慣れたところもあるかもしれませんが、かなりエネルギーがいる事だと思しますので、市も地区の皆様と協働して取り組んでいきたいと思えます。

設立の流れの例を示していますが、ステップ1で設立準備会を立ち上げます。発起人を中心に団体の皆様が集まって、準備会の規約や今後のスケジュールなどを話し合います。

ステップ2では、まちづくり協議会の規約や事業計画案、予算原案などを作成していきます。地区の市民等にも啓発をしていかないといけません。

ステップ3では、設立準備会で話し合った事、決めた事などを総会に諮って承認を得なければいけません。設立総会で承認が得られたら、市長に設立申請をして、承認を受けることになります。

ステップ4では、まちづくり協議会設立後、総会や運営委員会を開催し、まちづくり活動に取り組んでいきます。

立ち上げは平成27年度からとなっていますが、早い地区は平成26年度から準備を始めると思えますし、時期については前後することがあると考えています。

5 まちづくり活動のための自主財源確保

まちづくり協議会は、まちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向け、自主的・主体的に課題の解決や地区の活性化に取り組んでいくために、市からの支援と合わせて、それぞれの地区に適した取組や企業との連携により、自主財源を確保していくことも大切です。

市としても、国や県の制度、他市での取組事例などの情報提供を行いながら、まちづくり協議会の自主財源確保に向けた取組を支援していきます。



(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P8)

8 ページをお開きください。

「5 まちづくり活動のための自主財源確保」について、まちづくり協議会が市からの支援だけでなく、自主財源の確保も大切であるとしています。

将来的には、コミュニティビジネスに取り組む地区もあるのではないかと考えています。

もちろん収益事業を行う場合は法人税の話が出てきますが、税務署とは事前に協議をされていて、収益事業を行う場合には、その前に税務署へ相談して欲しい、と言われていました。

具体的な事例を見て判断していく必要があるのですが、収益事業をする場合、基本的に法人税を納めなければいけません。

市では、国や県の制度なども情報提供していくこととしています。

第4章 計画の推進内容

1 まちづくり協議会設立の促進

(1)まちづくり協議会の必要性

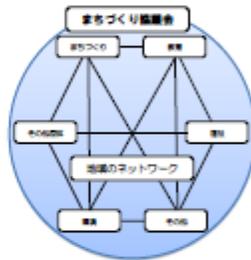
これまで、それぞれの地区においては、古くから自治会など身近な自治組織をはじめ、様々な団体の相互扶助による活動を通じ、地区に暮らす人たちの安全で安心な生活を支えてきました。

しかしながら、近年、核家族化や都市化、生活圏の拡大化などによって、生活の場である地区への自治意識、帰属意識が希薄化し、結果として、地区におけるまちづくりに関わる人の数が減少しています。

このような中、高齢者福祉や子育て支援、防災・防犯など地区と密接に関わる分野での対応の必要性が高まっており、従来からある住民自治の仕組みだけでは、その地区で生じる様々な課題の解決が困難になっています。

そこで、従来からの地区でのまちづくりの範囲を広げ、その地区で生活する市民等が、様々なアイデアを持ち寄り話し合うことで、将来に向けて、安心して暮らせる方策や地区の活性化策、或いは、これまで個々の団体だけでは対応が困難であった課題等についても、解決することができる組織づくりが必要となっています。

本市においては、その組織の名称を「まちづくり協議会」とします。



(2)まちづくり協議会の設立・運営

まちづくり協議会は、それぞれの地区の市民等が自主的・主体的に設立する任意の組織です。本市としては、市民等と市が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを推進していくため、市内全域における「まちづくり協議会」の設立を促進していきます。

まちづくり協議会の設立にあたっては、その地区におけるまちづくりに関わる各団体等によって、設立準備会を立ち上げ、組織の運営、活動等に関わる事項について、協議を進めていく必要があります。

なお、まちづくり協議会の具体的な設立方法や運営の手順については、市がマニュアルを作成することとします。



9 ページをお開きください。

「第4章 計画の推進内容」について、「1 まちづくり協議会設立の促進」として、市も、まちづくりに関わる人が少なくなっていることから、まちづくり協議会の必要性について、機会を見つけて訴えていかなければならないと考えています。

また、まちづくり協議会の設立や運営の手順については、マニュアルを作成し、市民の皆さんと協働によるまちづくりを促進していきたいと考えています。

各地区で、協議会設立に向けた機運が高まってくれば、市も地区に出向いて、マニュアル等により具体的な説明をしていきたいと考えています。

(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P9)

2 まちづくり協議会への支援体制整備

(1) 地域サポート職員制度

まちづくり協議会を運営する上での様々な疑問や課題に対して、本市では、自主性や主体性を損なわない範囲で、まちづくり協議会を支援する地域サポート職員制度を職員数の適正化も踏まえながら創設します。

地域サポート職員は、地区と市を結ぶパイプ役として、まちづくり協議会の運営に関わり、地区の政策形成に関わる助言や情報提供などを行っていくことを想定しています。



年次計画	
平成26年度	平成27年度
制度検討	開始配置

(2) 活動拠点

まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場として、また、地区の誰もが気軽に集え、地区の情報等も入手することができる活動拠点が必要と考えています。

その活動拠点は、地区の市民等に身近なものであることは当然のことながら、市の財政健全化や公共施設のあり方とも関係が深いことから、公民館や空き公共施設、民間の空き店舗等も含めて、幅広く検討していきます。



年次計画	
平成26年度	平成27年度
設置場所の検討	
	まちづくり協議会設立=検討、実施

(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P10)

10 ページをお開きください。

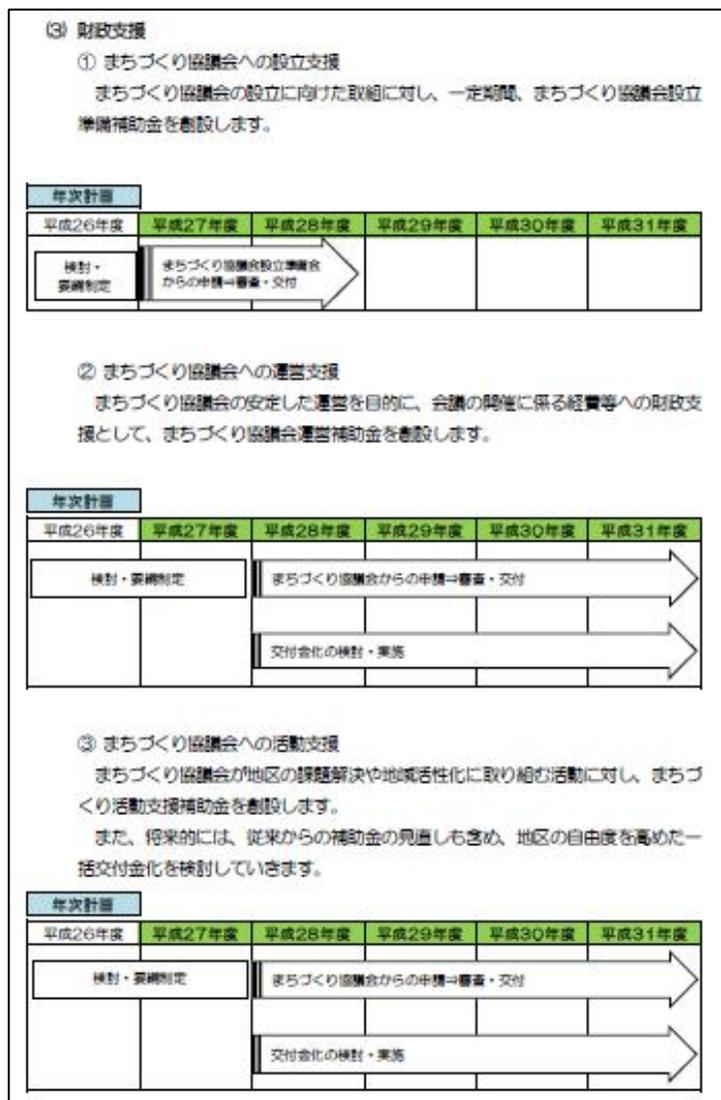
「2 まちづくり協議会への市の支援体制整備」です。

「(1) 地域サポート職員制度」は、まちづくり協議会を運営する上で生じる様々な疑問や課題に対して、地域の自主性や主体性を損なわない範囲で支援を行う制度で、平成 26 年度中に制度を検討し、平成 27 年 4 月から随時配置をしていく計画としています。

ただし、今年度は地域支援課の職員がまちづくり協議会を設立する際のサポートを行い、皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

「(2) 活動拠点」ですが、まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場として、地区の誰もが気軽に集まれる場所が必要だと考えています。

公民館や空き公共施設、民間の空き店舗等も含めて、地区が決定次第、皆さんとも協議しながら検討し、できるだけ早く活動拠点を確保したいと考えています。



(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P11)

11 ページをお開きください。

「(3) 財政支援」ですが、①まちづくり協議会への設立支援として、協議会設立に向けた補助で、会議開催経費や地区住民に対する広報経費などです。平成 26 年度に制度を創設し、平成 27 年度からの申請に対して支出できるように準備をしていく計画です。

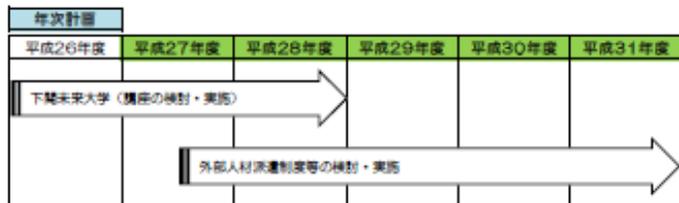
②まちづくり協議会への運営支援ですが、協議会の安定した運営を目的に会議の開催にかかる経費等の事務補助制度を平成 27 年度に創設し、平成 28 年度からの申請に対応できるように準備をしていく計画です。

③まちづくり協議会への活動支援ですが、地区の課題解決や地域活性化に取り組む活動に対し支援するもので、運営支援と同様に平成 27 年度に制度を創設し、平成 28 年度からの申請に対応できるように準備をしていく計画です。

(4) 人材育成

① 地区内の人材育成

住民自治によるまちづくりを推進する上で、地区のまちづくりに関わる人材の育成は欠かせません。市の関係部局や公立大学法人下関市立大学とも連携し、まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。また、地区が自主的に人材育成に取り組めるよう、外部人材派遣制度等の創設も検討していきます。



② 行政内の人材育成

住民自治によるまちづくりを地区と市が協働して取り組むためには、市職員の意識改革も必要です。全職員を対象とした住民自治によるまちづくりに関する研修会や、地域サポート職員を対象とした研修会を実施します。



（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P12）

12 ページをお開きください。

「(4) 人材育成」の①地区内の人材育成ですが、平成 26 年度から概ね 3 年間、下関市立大学と連携し、未来大学による人材育成に取り組みます。

それとは別に、市でも外部人材派遣制度などの取組を検討していきます。

②行政内の人材育成では、今後、市が一丸となって住民自治によるまちづくりに取り組むにあたって、市職員の意識改革も必要になってきますので、全職員を対象とした研修会や地域サポート職員を対象にした研修会を実施していきます。

(5) 情報共有・情報発信

地区の自主的なまちづくりを促進するため、市政の多様な情報を地区に対して分かりやすく提供するとともに、まちづくり協議会や地区のまちづくり活動に関する情報等も市のホームページ等を通じて発信していきます。

将来的には、それぞれのまちづくり協議会に専用のホームページを開発するなど、地区自らが地区内外に向けて情報発信できる仕組みも検討していきます。



年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
仕組の検討	サポート職員等活用し、協議会へ情報を提供				
	市HP等でまちづくり協議会に関する情報を発信				
		開設準備	まちづくり協議会でHP開発・運営		

(資料: 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P13)

13 ページをお開きください。

「(5) 情報共有・情報発信」ですが、多くの皆さんと情報を共有していただくことが重要となるので、まちづくり協議会に関する情報等を市のホームページなどで発信していきます。

協議会が設立された後は、協議会独自のホームページを開発していただき、直接、地区の皆さんに取組状況などを情報発信していただきたいと考えています。

第5章 計画の進行管理

1 計画推進の体制

計画は、中期的な展望にたつて、住民自治によるまちづくりに関する施策を総合的に推進するためのものであり、市の施策や多様な団体等の取組が示されています。

このため、これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における組織及び推進体制を見直し、計画に基づく諸施策について調整等を行い、全庁的な体制で計画の推進を図っていきます。

また、住民自治によるまちづくりへの取組に対しては、市民と地区と行政とがそれぞれの役割を果たし、協働しながら一体的に計画の実現に向けた取組を推進していきます。

2 計画の進行状況の把握・確認

庁内組織において計画の進捗よく状況を管理するとともに、関係部局と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・確認を行います。

また、まちづくり協議会の取組状況については、年次報告等を通じ把握・確認し、公表するとともに、広く市民の意見や提言を求めながら施策の適切な進行管理を行います。

3 施策・取組の評価

計画に示す各施策・取組について、外部評価、内部評価等適切な評価の仕組みづくり、基準づくりを進めます。その評価の結果を施策に反映させていきます。

14 ページをお開きください。

「第5章 計画の進行管理」ですが、「1 計画推進の体制」では、推進計画を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内の組織及び体制を見直し、全庁体制で取り組みます。また、市民と地区と行政が協働して計画の実現に向けた取組を推進していきます。

「2 計画の進行状況の把握・確認」ですが、庁内組織において計画の進捗状況を管理するとともに、まちづくり協議会の取組状況については、年次報告等を通じて把握、確認をしていきます。

「3 施策・取組の評価」ですが、外部、内部評価等の仕組みづくり、基準づくりを検討し、評価結果が施策に反映されるようにしていきます。

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P14)

資料

1 アンケート調査の概要

「住民自治によるまちづくり」を推進する上で、自治連合会等の地域でまちづくり活動を行っている団体の皆さんが地域活動についてどのような意識を持ち、どのような要望を持っているかを調査することは重要であるため、「住民自治によるまちづくり」の推進を高めることを目的に市内 22 か所で行った「まちづくり集会」の参加者を対象にアンケート調査を行いました。

～

2 これまでの取組

年月日	項目	内容
平成 24 年 2 月 27 日	平成 23 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	1 地域内分権の推進について (1)これまでの経緯について (2)地市の取組について (3)今後の進め方について 2 その他
平成 24 年 6 月 16 日 ～9 月 2 日	タウンミーティングの開催 (市内 22 地区) 市民 325 名参加	1 市取・予算概要の解説 2 地域データに基づく解説及び地域内分権について 3 市民との対話 4 アンケート (地域課題)
平成 24 年 6 月 19 日 ～11 月 30 日	下関市地域内分権調査業務の実施 (公立大学法人下関市立大学)	1 地域性を考慮したコミュニティによるまちづくりの現状と課題の調査・分析等

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P15～19)

続いて、資料でございますが、「1 アンケート調査の概要」が 15 ページから 17 ページに掲載しています。

これは昨年の 9 月から 10 月にかけて実施したまちづくり集会の参加者を対象に行ったものです。

時間があるときに、また見ていただければと思います。

18 ページをお開きください。

「2 これまでの取組」ですが、地域内分権推進連絡会議や幹事会と記されているのは、市役所の内部会議の名称です。

後は、まちづくり集会やシンポジウムの開催、議会への報告、まちづくり懇談会などの経過について 7 月 30 日までの主なものを挙げています。当然、ここに挙げていない内部・外部含めた協議も行っています。

3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）

平成 年 月 日 公布

（目的）

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市民等及び市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織をいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

（基本理念）

第3条 住民自治によるまちづくりは、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に取り組むものとする。

2 まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりに取り組むものとする。

（市民等の役割）

第4条 市民等は、人と人とのつながりを大切にし、協議会が行う活動への参加に努めるものとする。

（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P20）

20 ページをお開きください。

3 番の下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例素案ですが、条例案はこの9月議会において上程する予定としております。従いまして9月議会において、審議していただく予定の素案ということでご理解願います。

第1条では、条例制定の目的を定めています。人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的としています。

第2条では、条例の中で使われる用語の内、共通の認識を必要とする重要な用語5つについて定義づけをしています。

第3条では、基本理念として、市民等は自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努める。まちづくり協議会と市は互いの役割と立場を尊重し、協働してまちづくりを推進するとしています。

第4条では、市の役割として、市民等の自主性及び主体性を尊重し、まちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとしています。

<p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、目的を達成するために、市民等の自主性と主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(協議会の設立)</p> <p>第6条 市民等は、協議会を設立することができる。ただし、同一の地区において複数の協議会を設立することはできないものとする。</p> <p>2 市民等は、協議会の設立にあたっては、規則に定める事項について市長に申請するものとする。</p> <p>(協議会の役割)</p> <p>第7条 協議会は、目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市民活動団体等が活動をより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。</p> <p>(2) 地区の身近な課題の解決や地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、その具体的な取組を行うこと。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第8条 協議会の運営は、市民等に関われた取組を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。</p> <p>(市の支援)</p> <p>第9条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>
--

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P21)

21 ページをお開きください。

第5条では、協議会の設立等で市民等が設立する協議会が市の認定を受ける上での基本事項を定めています。協議会を設立するときは申請書を市長に提出していただいて、内容を審査し、認定する流れになります。

第6条では、協議会の役割として、組織内でネットワークの構築を図ること、また、身近な課題解決及びまちづくり計画を立案することとしています。

第7条では、協議会の運営のあり方を定めており、市民等に関われた運営、意思決定は民主的かつ効率的な方法により行うとしています。

第8条では、協議会が申請した事項を変更する場合の手続きを定めています。

第9条では、協議会の認定の取り消し処分について定めています。第10条では、協議会の設立や活動に対し、市が行う支援の基本的な姿勢を定めています。

第11条では、規則、要綱等への委任について定めています。

<p>4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱</p> <p>下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 下関市の住民自治によるまちづくりを推進するため、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。</p>
--

～

<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口減少も考慮して、市からまちづくりの提案があることは地域にとってもチャンスである。しかし、市職員が地域のことをよく知らないため、地域の実情をしっかりと把握して対応してもらいたい。
◎ 啓発に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> 住民自治によるまちづくりの取組について、市民に対する周知が必要である。まちづくり集会だけでなく、市報や全戸配布のチラシなどを活用すべきである。

(資料:下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案) P22～26)

22 ページをお開きください。

「4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱」ですが、これは住民自治によるまちづくりを推進するための条例と推進計画について、市民の代表者にご意見を伺うための要綱です。

23 ページをお開きください。

懇談会の委員名簿です。15 団体の方にお集まりいただき、会長は下関市立大学の森准教授、副会長は下関市連合自治会の永尾会長にお願いしております。

24 ページをお開きください。

懇談会は 4 回開催しました。内容はここに書いてあるとおりでありますが、条例に関する主な意見として 2 件、推進計画に関する主な意見のうち、市の総合計画との整合性に関するものが 1 件、組織化に関するものが 5 件、活動資金に関するものが 2 件、財政支援に関するものが 1 件、地域サポート職員等に関するものが 3 件、啓発に関するものが 1 件でした。

7 まちづくり集会の開催状況（予定）

(1) 開催の概要

住民自治によるまちづくりを推進するため、その基本となる下関市住民自治によるまちづくり推進計画の策定等に関し、広く地区住民の意見を聴取する場として、市内17か所の地区において「まちづくり集会」を開催しました。併せて、それぞれの地区における住民等のまちづくり活動に対する機運の醸成を図りました。

開催日	開催時間	対象地区	開催場所
8月23日（土）	1000～1200	菊川	菊川総合支所
	1000～1200	安国	安国公民館

～

8 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施の概要

下関市住民自治によるまちづくり推進計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定の過程で計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	平成26年10月 日 ～ 11月 日
開催場所等	下関市役所、各支所、各総合支所、市ホームページ
応募状況	件

(2) 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No	該当項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	第 章 項		
2			

（資料：下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案） P27～28）

27 ページをお開きください。

「7 まちづくり集会の開催状況」ということですが、これは市内17地区において8月23日から10月18日までに開催するまちづくり集会のスケジュールを掲載しています。

住民自治によるまちづくりを推進するため、その基本となるまちづくり推進計画の素案を説明し、ご意見をお伺いしようとするものです。

28 ページをお開きください。

パブリックコメントの実施結果ということですが、これはまちづくり集会が終了後、約1か月間、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からご意見を伺う予定としています。

以上で推進計画の説明を終了します。

項目 年月	13	
	条例の整備	推進計画の策定
H26年4月	条例の設計 素案の設計	推進計画の設計 推進計画の設計(骨子)
5月	まちづくり懇談会で 意見聴取(4月～5月)	素案の設計
6月		まちづくり懇談会で 意見聴取(4月～7月)
7月	8月23日～7月22日 パブリックコメント の実施	推進計画(素案)の作成
8月	条例(素案)の作成	4月総務委員会 (議会)で報告
9月	8月議会 条例(素案)発表	4月下旬～10月中旬 まちづくり懇談会での 意見聴取
10月		推進計画(素案)の修正 10月下旬～11月下旬 パブリックコメント の実施
11月		推進計画(素案)の作成
12月		12月議会で報告 推進計画策定
	条例施行(11月1日予定)	

今後のスケジュール

条例と計画

(資料:まちづくり集会 2014)

こちらをご覧ください。

条例と推進計画に関するスケジュールですが、「住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」については、まちづくり懇談会で意見を聴取した後、6月23日～7月22日までパブリックコメントを実施し、2人から意見をいただきました。

その後、市役所内の条例審査委員会を経て、素案が出来上がっておりますが、これを9月議会に提案し、可決されましたら予定としては平成27年1月1日から施行となります。

推進計画の策定については、まちづくり懇談会での意見聴取を経て、現在の素案を作成しています。

これを8月の議会総務委員会に報告し、市内17地区で開催するまちづくり集会の中で説明させていただき、ご意見を伺った後、必要に応じて修正したものを10月下旬から約1か月、パブリックコメントを実施して、最終案を12月議会に報告する予定としています。

◎今後の主な全体スケジュール			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
まちづくり集会	17地区で開催 →		
まちづくり協議会 設立及び 活動実践		まちづくり協議会設立の取組 →	まちづくり活動実践 →
人材育成	未来大学 →	未来大学 → 市職員を対象に研修会 →	未来大学 →

14

(資料:まちづくり集会 2014)

次に、今後の主な全体スケジュールですが、まちづくり集会は平成26年度に市内17地区で開催します。来年度以降は未定ですが、今後はそれぞれの地区の機運の盛り上がりに合わせて、個別に各地区で行うことを考えています。

続いて、まちづくり協議会設立の取組及び活動実践ということですが、平成26年度はまちづくり協議会設立の取組について、基本的

には推進計画が完成予定の12月以降と考えていますが、その前から設立準備を始めたい所があれば、気軽にご相談いただきたい。

平成26年から平成27年にかけて、各地区でまちづくり協議会設立の呼び掛けを行い、市も設立支援を行いながら平成28年度には全地区で立ち上がることを目標としています。そして、平成28年度からは、設立された地区から随時、活動を実践していただくスケジュールとしています。

推進計画の7ページにも掲載していますが、まちづくり協議会設立準備会の立ち上げから始まり、その準備会のメンバーや規約などの話から始める必要があるため、かなり時間がかかると思います。

準備会設立後は、まちづくり協議会の規約案、役員や委員、事業計画案、予算原案などを作成し、設立総会に諮って、市の認定を受けることとなります。最初の過程はとて重要であり、各地区でしっかり話し合い、皆が十分納得した上での取組とする必要があると思います。

次に人材育成ですが、市は、住民自治によるまちづくりを進める上で人材育成が重要な事項の一つと考えており、市民向けに下関市立大学と共同で未来大学を開催していく予定です。

また、市が一丸となって取り組むため、市職員にもこの仕組みを十分理解してもらう必要があるため、今年から本格的に全職員を対象とした研修を行っていきます。